

令和6年度入学者選抜募集要項〔外国人生徒等に係る特別枠選抜〕

福島県立いわき湯本高等学校

住所 〒972-8322 福島県いわき市常磐上湯長谷町五反田 55 番地

電話 0246-42-2178 (代) FAX 0246-42-2174

令和6年度における福島県立いわき湯本高等学校（以下「本校」という。）の入学者選抜〔外国人生徒等に係る特別枠選抜〕は、この募集要項及び「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」（福島県教育委員会）により実施する。

1 募集定員

全日制課程 普通科 若干名

2 出願資格

外国人生徒等に係る特別枠選抜に出願することのできる者は、次の(1)又は(2)のいずれかに該当する者で、かつ下記の条件①又は②を満たす者とする。

(1) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校若しくは中等教育学校の前期課程（以下「中学校」という。）を卒業又は修了した者、あるいは令和6年3月卒業見込又は修了見込の者（以下「卒業者及び卒業見込の者」という。）

(2) 中学校卒業者と同等以上の学力があると認められる者

① 外国人生徒の場合

保護者と共に福島県内に居住しているか又は居住予定の外国籍を有する者で、入国後の在日期間が3年以内であり、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。

ただし、「入国後の在日期間が3年以内」とは、原則として、入国した日から令和6年2月1日現在で3年が経過していない場合をいう。

② 海外帰国生徒の場合

海外に引き続き1年を超える期間在留して帰国し、令和6年2月1日現在、帰国後3年以内で、保護者と共に福島県内に居住し、外国人生徒等に係る特別枠選抜を希望する者。

ただし、保護者の帰国が遅れるときでも、保護者が志願者の入学後1年以内に帰国し、県内に志願者と同居することが確実であれば出願を認める。

3 通学区域

県下一円とする。

4 出願手続き及び提出書類

(1) 出願方法

① 中学校卒業生及び卒業見込の者は、在学（出身）中学校長を通して、本校校長に出願する。

② 上記①以外の者は、直接、本校校長に出願する。

(2) 出願期間

令和6年2月5日（月）から2月8日（木）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとし、出願最終日は午前9時から正午までとする。

県外等から郵送により出願する場合は、速達・書留とし、824円切手を貼付した返信用封筒（長形3号・速達・書留）を同封の上、令和6年2月8日（木）正午までに必着とする。その場合、事前に本校校長に連絡する。

(3) 出願に必要な書類

① 中学校卒業後及び卒業見込の者

ア) 入学願書（本県所定の様式）

イ) 令和6年度福島県立高等学校入学志願に関する調査書（以下「調査書」という。本県所定の様式）

提出期間は令和6年2月15日（木）から2月16日（金）までとする。受付時間は、午前9時から午後4時までとする。

ただし、本県所定の調査書の記載が困難な場合は、外国における最終学校の成績証明書、又はこれに代わるもので代替することができる。

ウ) 受験票用紙（本県所定の様式に、受験番号欄の学科名、在学（出身）学校名、志願者氏名を記入したもの）

エ) 入学検定料納付済証明書用紙（本県所定の様式に、在学（出身）学校名、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

② 上記①以外の者

ア) 入学願書（本県所定の様式）

イ) 健康診断書（令和6年1月以降に医師の診断を受けたもの）

ただし、この要項に示した「2 出願資格」の「(2) 中学校卒業後と同等以上の学力があると認められる者」のうち、文部科学大臣が中学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者については、健康診断書の提出を免除することができる。

ウ) 履修証明書、学習成績証明書

ただし、やむを得ない事情がある場合は、それに代わるもの

エ) 受験票用紙（本県所定の様式に、受験番号欄の学科名、志願者氏名を記入したもの）

オ) 入学検定料納付済証明書用紙（本県所定の様式に、志願者氏名及び出願課程名を記入したもの）

③ 外国人生徒等については、そのことを証明する書類を添付する。

◇外国人生徒……市町村長が発行する「住民票の写し」

◇海外帰国生徒……海外生活を証明する書類（在住期間明示のもの）

④ 外国人生徒等特別枠選抜適用申請書（本県所定の様式）

⑤ 入学願書には、入学検定料として、2,200円の「福島県収入証紙」を貼付する。

ただし、志願者において消印しない。

(4) 自己申告書の提出

中学校において不登校であった志願者については、本人の希望により、長期欠席等の理由などを記載した自己申告書（本県所定の様式）を出願に際して本校校長に提出できる。

提出できる者は、不登校による欠席日数が1年間で30日以上とするが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

また、保健室等登校であった者も、その日数が1年間で30日以上の場合提出できるが、30日未満の日数であっても希望する者は提出することができる。

提出及び受領は次の方法により行う。

① 志願者は、必要事項を記入した後、厳封の上、本校校長あて親展とし、書留で郵送するか又は持参す

る。郵送の場合には、志願者の住所、氏名を記入し、84 円切手を貼付した返信用封筒（長形 3 号）を同封する。

② 自己申告書の提出があった場合、本校校長は、自己申告書受領書を交付する。

③ 提出期間は、令和 6 年 2 月 15 日（木）から 2 月 16 日（金）までとする。

郵送の場合には、令和 6 年 2 月 16 日（金）の消印有効とする。

持参の場合の受付時間は、午前 9 時から午後 4 時までとする。

5 選抜方法及び選抜資料

以下のものを資料として、本校の教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して選抜する。

(1) 調査書

① 調査書の「各教科の学習の記録」は段階評価とし、「特別活動等の記録」及び「長所・特技等の記録」、部活動や地域クラブ活動等の実績や取組内容等は点数化しないが、内容を精査する。

なお、本県所定の調査書の記載が困難な場合は、外国における最終学校の成績証明書、又はこれに代わるもので代替することができる。

(2) 作文

① 日本語による作文を実施する。

② 時間は 50 分とする。

③ あるテーマについて、400 字以上 500 字以内で自分の感想や思いを述べる作文とする。

④ 作文については、段階評価する。

(3) 面接

① 英語又は日本語による個人面接を実施する。

② 面接については、段階評価する。

(4) 基礎学力検査

① 基礎学力検査（国語、数学、英語）を実施する。

② 基礎学力検査の満点を 150 点、各教科の満点を 50 点とする。

③ 時間は各教科 50 分とする。

6 検査日時及び会場等

(1) 日 時 令和 6 年 3 月 5 日（火） 午前 9 時～

(2) 受 付 午前 8 時～午前 8 時 30 分

(3) 会 場 福島県立いわき湯本高等学校

(4) 日 程

9:00 9:50 10:10 11:00 11:20 12:10 13:10 14:00 14:20

| | | | | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|--------|----|
| 国語 | 休 | 数学 | 休 | 英語 | 昼食 | 作文 | 休 | 面接 |
| (50 分) | (20 分) | (50 分) | (20 分) | (50 分) | (60 分) | (50 分) | (20 分) | |

7 合格者発表

(1) 令和 6 年 3 月 14 日（木）正午以降に福島県立いわき湯本高等学校で発表する。

(2) 本校校長は、合格者に対して、合格通知書（本県所定の様式）を交付する。合格者は受験票を提示するこ

と。

- (3) 本校校長は、提出書類の記載内容に事実と相違している点が認められたときは、合格を取り消すことができる。

8 追検査等の実施

追検査等の対象となる志願者は、①インフルエンザ等学校感染症（※）に罹患した状態にあり、検査等の全部又は一部を欠席した者、②インフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査等の全部又は一部を欠席した者、③試験会場に向かう途中の事故・事件等に巻き込まれた場合や非常災害による交通遮断等、やむを得ない事由により検査等の全部又は一部の欠席を余儀なくされた者とする。

なお、上記②、③の志願者の追検査等受験の可否については、本校校長と県教育委員会が協議し判断する。

※ ここでいう「インフルエンザ等学校感染症」とは、学校保健安全法施行規則第18条に定められた「学校において予防すべき感染症」を指すものとする。

(1) 日時及び会場等

- ① 日時 令和6年3月11日（月） 午前9時～
- ② 受付 午前8時～午前8時30分
- ③ 会場 福島県立いわき湯本高等学校
- ④ 日程

9:00 9:50 10:05 10:55 11:10 12:00 12:50 13:40 13:55

| | | | | | | | | |
|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|-------|----|
| 国語 | 休 | 数学 | 休 | 英語 | 昼食 | 作文 | 休 | 面接 |
| (50分) | (15分) | (50分) | (15分) | (50分) | (50分) | (50分) | (15分) | |

- ⑤ 非常災害による交通遮断等が追検査当日まで及ぶ場合は、追検査等の日時を別に設定する。

(2) 追検査等受験の手続き

- ① 在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に連絡する。
- ② 追検査等の受験を希望する者は追検査等受験願（本県所定の様式）を令和6年3月7日（木）午後4時までに在学（出身）中学校長を通して本校校長へ提出する。
ただし、中学校卒業者及び卒業見込みの者以外の者については、直接、本校校長に提出する。
- ③ インフルエンザ等学校感染症に罹患した状態にあり、検査の全部又は一部を欠席した者及びインフルエンザ等学校感染症以外の疾病や負傷により、やむを得ず検査の全部又は一部を欠席した者については、医師の診断書を添付する。
- ④ 本校校長は追検査等の受験を認めた者に対して、追検査等受験許可証（本県所定の様式）を交付する。

(3) その他

令和6年3月5日（火）の基礎学力検査の際、インフルエンザ罹患、新型コロナウイルス感染症罹患及び体調不良等により別室で受験をした志願者で、検査等の一部を欠席した者が追検査の対象となる場合についても、追検査等を受験できる。

9 その他

(1) 障がい等のある志願者に対する配慮

「令和6年度福島県立高等学校入学者選抜実施要綱」の定めるところによる。

(2) 選抜の一部が未完了となった者の取扱い

① 追検査等の対象となる志願者

一部未完了となった選抜の意思連絡書（本県所定の様式）を令和6年3月7日（木）午後4時までに本校校長へ提出する。その場合、在学（出身）中学校長は、事前に本校校長に連絡する。一部未完了となった選抜の意思連絡書を受けた本校校長は、一部未完了となった選抜の意思連絡書受領書（本県所定の様式）を交付する。

なお、一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望した場合の手続きについては、「令和6年度福島県立高等学校入学選抜実施要綱」の定めるところによる。一部未完了となった選抜の意思連絡書において、追検査等の受験を希望しない場合は受験した内容のみで合否判定を行う。

② 追検査等の対象とならない志願者

受験した内容のみで合否判定を行う。

(3) 入学辞退の手続き

合格者のうち、入学を辞退する者は、入学辞退届（本県所定の様式）を在学（出身）中学校長を通して本校校長に提出する。

ただし、中学校卒業生及び卒業見込の者以外の者については、直接、本校校長に提出する。

(4) その他、不明な点があれば本校に問い合わせること。